

17監査公表第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成17年5月16日

福岡市監査委員	浜地輝一
同	星野美恵子
同	高橋宏和
同	福田健

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 収入役室

(事務監査)対象期間	平成16年1月から同17年1月まで
実施期間	平成16年12月1日から同17年1月24日まで

イ 市長室

(事務監査)対象期間	平成16年2月から同17年2月まで
実施期間	平成16年11月29日から同17年2月1日まで

ウ 保健福祉局

(事務監査)対象期間	平成16年1月から同17年1月まで
実施期間	平成16年12月6日から同17年1月21日まで
(工事監査)対象期間	平成14年10月から同16年9月まで
実施期間	平成16年12月1日から同17年2月16日まで

エ 農林水産局

(事務監査)対象期間	平成15年12月から同16年12月まで
実施期間	平成16年12月1日から同年12月20日まで

オ 東区役所

(事務監査)対象期間	平成16年1月から同17年1月まで
実施期間	平成16年11月30日から同17年1月24日まで
(工事監査)対象期間	平成14年10月から同16年9月まで
実施期間	平成16年12月1日から同17年2月16日まで

カ 博多区役所

(事務監査)対象期間	平成15年12月から同16年12月まで
実施期間	平成16年11月30日から同年12月9日まで
(工事監査)対象期間	平成14年10月から同16年9月まで
実施期間	平成16年12月1日から同17年2月16日まで

キ 中央区役所

(事務監査)対象期間	平成16年1月から同17年1月まで
実施期間	平成16年12月1日から同17年1月11日まで
(工事監査)対象期間	平成14年10月から同16年9月まで
実施期間	平成16年12月1日から同17年2月16日まで

ク 南区役所

(事務監査)対象期間	平成15年12月から同17年1月まで
実施期間	平成16年11月29日から同17年1月28日まで
(工事監査)対象期間	平成14年10月から同16年9月まで
実施期間	平成16年12月1日から同17年2月16日まで

- ケ 城南区役所
(事務監査)対象期間 平成 15 年 12 月から同 16 年 12 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 30 日から同年 12 月 14 日まで
(工事監査)対象期間 平成 14 年 10 月から同 16 年 9 月まで
実施期間 平成 16 年 12 月 1 日から同 17 年 2 月 16 日まで
- コ 早良区役所
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同年 12 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 29 日から同年 12 月 21 日まで
(工事監査)対象期間 平成 14 年 10 月から同 16 年 9 月まで
実施期間 平成 16 年 12 月 1 日から同 17 年 2 月 16 日まで
- サ 西区役所
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 29 日から同 17 年 1 月 17 日まで
(工事監査)対象期間 平成 14 年 10 月から同 16 年 9 月まで
実施期間 平成 16 年 12 月 1 日から同 17 年 2 月 16 日まで
- シ 福岡市選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 2 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 29 日から同 17 年 1 月 31 日まで
- ス 東区選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 30 日から同 17 年 1 月 18 日まで
- セ 博多区選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 15 年 12 月から同 16 年 12 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 30 日から同年 12 月 7 日まで
- ソ 中央区選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 12 月 1 日から同 17 年 1 月 11 日まで
- タ 南区選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 15 年 12 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 29 日から同 17 年 1 月 25 日まで
- チ 城南区選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 15 年 12 月から同 16 年 12 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 30 日から同年 12 月 13 日まで
- ツ 早良区選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同年 12 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 29 日から同年 12 月 16 日まで
- テ 西区選挙管理委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 11 月 29 日から同 17 年 1 月 14 日まで
- ト 東農業委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 12 月 6 日から同 17 年 1 月 13 日まで
- ナ 西農業委員会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 1 月から同 17 年 1 月まで
実施期間 平成 16 年 12 月 6 日から同 17 年 1 月 14 日まで
- ニ 議会事務局
(事務監査)対象期間 平成 16 年 2 月から同 17 年 2 月まで
実施期間 平成 16 年 12 月 6 日から同 17 年 2 月 4 日まで
- (2) 監査の対象事務
事務監査は各局区室及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、

工事監査は各局区所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1～8の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 監査委員の除斥

監査委員 浜地輝一は、西農業委員会の委員の職にあるため、同委員会事務局に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の局区等において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 収入役室

特に指摘する事項はなかった。

(2) 市長室

特に指摘する事項はなかった。

(3) 保健福祉局

ア 補助金交付基準の作成について検討を求めるもの

補助金については、交付目的に従い、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分しなければならない。しかしながら、平成15年度「第15回アジア太平洋子ども会議・イン福岡」事業補助金において、新型肺炎(SARS)の影響により招へい事業が中止となったため、従来、補助対象経費として計上していなかった事務費の一部を、按分により算出し補助対象経費としていたが、その積算根拠が明確でなかった。

今後、補助対象内容の具体的基準の作成について検討されたい。

(子ども未来課(現子ども未来局子ども未来課))

イ 委託契約事務について注意を求めるもの

委託契約事務において、都合により契約内容に変更が必要と認められる場合は、設計変更のうえ契約金額を変更しなければならない。しかしながら、平成16年度「福岡市民病院消防用設備等保守点検業務委託」については、契約締結後、消防法改正に伴い実施する必要が生じた追加業務の変更手続きを行わず、設計書、契約書ともに4月に遡及して作成し直していた。

今後、委託契約事務に当たっては、契約書及び関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(市民病院)

(4) 農林水産局

特に指摘する事項はなかった。

(5) 区役所

【東区役所】

財産管理事務について適正な事務処理を求めるもの

借り上げた財産の一部をその用途又は目的を妨げない限度で使用させる場合には、転貸借契約に基づき行わなければならない。しかしながら、和白地域交流センターにおける清涼飲料水自動販売機の設置に伴う建物の一部転貸において、次のような事例が見受けられ、不適切な事務処理となっていた。

今後、借上財産の転貸に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

ア 平成15年度において、転貸借契約手続を行わないまま設置させていた。また、当該使用料及び附帯する電気料金について、センター負担としていたが、本市で負担する根拠が乏しく使用者の負担とすべきであった。

イ 平成16年度の転貸借において、次のような事例が見受けられた。

- (ア) 転貸借契約に基づかず占有許可を行っていた。また、当該許可申請書の財産の名称、所在地を誤記しているものや許可書の使用面積を誤記しているものがあった。
- (イ) 電気料金の請求において、請求日後の使用実績に基づき算定しており、不自然なものであった。また、当該請求額は、使用実績に基づき算定した額よりも低額となっていた。
- (ウ) 使用料等の納付が遅延しているものがあった。

(和白地域交流センター)

【博多区役所】

特に指摘する事項はなかった。

【中央区役所】

特に指摘する事項はなかった。

【南区役所】

特に指摘する事項はなかった。

【城南区役所】

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、平成 15 年度「城南市民センター汚水槽等清掃業務委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、次のような事例が見受けられた。

今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。

- (ア) 産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しなければならないが、当該許可業者との契約となっていなかった。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項が明記されていないなかった。
- (イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていないなかった。
- (ウ) 当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されていないなかった。

(市民センター)

イ 財産管理事務について注意を求めるもの

行政財産の目的外使用の許可については福岡市公有財産規則により、また、行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収については他に特別の定めがある場合を除くほか、福岡市行政財産使用料条例により、その事務を行わなければならない。しかしながら、平成 16 年度の行政財産の目的外使用の許可事務及び使用料徴収事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、行政財産の目的外使用に係る許可事務等に当たっては、関係法令等に則り、適正な事務を行うよう注意されたい。

- (ア) 行政財産の目的外使用の許可事務において、行政財産使用許可申請書は提出されていたにもかかわらず、許可開始期日から相当期間経過して許可しており、また、当該目的外使用に係る使用料等の決定についても、相当期間経過して行っていた。
- (イ) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料等について、年度当初決定すべきところ、相当期間経過して決定しているものがあった。

(市民センター)

【早良区役所】

委託契約事務について注意を求めるもの

ア 事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に

より、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、平成15年度及び同16年度の「早良市民センター藤崎バス乗り継ぎターミナル原水槽等清掃委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、次のような事例が見受けられた。

今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。

- (ア) 産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しなければならないが、当該許可業者との直接契約となっていなかった。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項が明記されていなかった。
- (イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。
- (ウ) 当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されていなかった。

(市民センター)

イ 委託業務が完了したときは、履行確認及び検査を行うとともに設計変更が生じた場合は、所定の手続きにより行わなければならない。しかしながら、平成15年度「早良区ウォーキングコース整備事業距離表示板等製作設置委託」において、履行確認及び検査が不十分であったため、距離表示板の設置箇所数が当初設計箇所数より減少しているにもかかわらず、設計変更が行われていなかった。また、距離表示板の設置箇所が、当初の設置箇所と異なる位置に設置しているが、その変更を行うに当たっての決裁等がなかった。

今後は、契約書に定めるもののほか福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理をされるよう注意されたい。

(地域保健福祉課 維持管理課関連)

【西区役所】

土地評価事務について適正な事務処理を求めるもの

隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これらを合わせて評価する必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地を一画地として評価しなければならない。しかしながら、隣接する二筆以上の宅地に一個の建物が存在し、一体として利用されている場合に、一画地としての評価を行っていないものがあった。

土地の評価に当たっては、地方税法及び税務事務取扱要領等に基づき適正な事務処理をされたい。

(固定資産税課)

- (6) 福岡市選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (7) 東区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (8) 博多区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (9) 中央区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (10) 南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (11) 城南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (12) 早良区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (13) 西区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。

- (14) 東農業委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (15) 西農業委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (16) 議会事務局
特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 保健福祉局

施工管理について注意を求めるもの

平成15年度「香住ヶ丘小学校留守家庭子ども会施設改築工事」

(契約金額 1,433万 2,500円)

本工事は、建築基準法第18条第13項に規定する建築物の工事に該当し、検査済証の交付を受けた後でなければ建築物を使用してはならない。

建築基準法上の完了検査において、同法には適合していると認められたが、福岡市福祉のまちづくり条例に基づく検査において、同条例の施行規則で定める整備基準に合致しない箇所が一部あったため、検査済証の交付を受けることが出来なかった。

その後も、検査済証の交付を受けることなく、建築物を使用していた。

法令等を遵守し、適正な建物使用に努められたい。

(保育課(現こども未来局保育課) 建築局施設建設課関連)

(2) 東区役所

ア 設計積算について注意を求めるもの

平成14年度「市道他松田479号線外1路線歩道設置工事」

(契約金額 4,054万 7,850円)

本工事においては、実施設計単価表に掲載のない中間サイズのボックスカルバート製品を使用している。

「土木工事設計標準歩掛」等によるとその単価は、直近上位の掲載単価に対して見積単価の比率を乗じて算出し決定するとなっているが、見積りの単価がそのまま採用されていた。

今後は十分注意して、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

イ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

平成15年度「県道猪野・土井線(岩鼻橋)道路改良工事」

(契約金額 8,915万 3,400円)

(ア) 橋面舗装の防水工において、施工内容の変更が生じたため契約変更がなされ、内容変更に基づく防水費用が新たに設計計上された。

このことにより、当初設計での防水費用は不要となったが、削除されていなかった。

十分注意し、適正な事務処理と設計積算に努められたい。

(イ) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等では、対象建設工事の発注者は、工事の着手前に市長に解体等に関する事項を通知することになっているが、その手続きがなされていなかった。

今後は法令を遵守し、適正な施工管理を図られたい。

(ウ) 本工事では仮舗装工が設計計上されていたが、その施工状況及び出来形を確認できる写真が撮影されていなかった。

今後は「土木工事施工管理基準」に基づき、適正な施工管理を図られたい。

(地域整備課)

(3) 博多区役所

設計積算について注意を求めるもの

ア 平成14年度「中洲335号線道路改良（舗装）工事」
（契約金額 5,159万 3,850円）
擬石タイプの縁石ブロック設置工の設計積算において、基礎コンクリート及び基礎砕石費用が計上されていなかった。
今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

（地域整備課）

イ 平成14年度「街なみ環境整備事業御供所線電線共同溝工事」
（契約金額 8,360万 4,150円）
建設発生土の処分は当初、指定地処分場へ搬入していたが、掘削途中において土質が悪くなり、指定地処分場への搬入ができなくなったために一部土砂を自由処分として取り扱ったが、設計変更がなされなかった。
今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

（地域整備課）

ウ 平成15年度「県道福岡東環状線舗装補修工事」
（契約金額 5,210万 4,150円）
(7) 排水性アスファルト舗装工の設計積算においては、夜間施工とし、舗装内に排水用としてパイプを布設する構造となっていたが「土木工事設計標準歩掛」に基づく配水管布設手間を含んだ単価となっていなかった。
また、アスファルト合材単価の夜間割増額が加算されていなかった。
今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

(イ) 「土木工事設計標準歩掛」では、市場単価を採用する場合には施工規模に応じた加算率で加算することになっているが、本件区画線工の設計積算において、加算率の適用が誤って計上されていた。
今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

（維持管理課）

(4) 中央区役所

ア 設計積算について注意を求めるもの
平成14年度「市道大濠東油山線（笹丘1）道路改良工事（その2）」
（契約金額 5,513万 250円）
「土木工事設計標準歩掛」等では、施工単価の適用条件に合致した場合、施工単価で積算することと定められているが、歩車道境界ブロックの設計積算においては、施工単価があるにもかかわらず歩掛計算で算出されていた。
今後は基準書を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

（地域整備課）

イ 施工管理について注意を求めるもの

(7) 平成14年度「1級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補修工事」
（契約金額 8,815万 2,750円）
「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込み量が500?以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっているが、提出されていなかった。

このことに関し「工事現場における施行体制の点検要領」に基づき、工事監督業務として、官公庁への届出等、施工体制の点検が義務づけられているが、その点検が不十分であった。

今後は基準を遵守し、適正な監督業務の執行を図られたい。

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

(イ) 平成15年度「1級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補修工事」
（契約金額 6,137万 9,850円）

（維持管理課）

(5) 南区役所

ア 設計積算について注意を求めるもの

(7) 平成14年度「市道大楠3193号線道路舗装工事」

(契約金額 7,040万 4,600円)

「建設工事から発生する産業廃棄物の処理料の設計計上要領」におけるコンクリート破片等の処理については、搬入先までの運搬費とその処理料を含めた経済比較を行い、搬入先を決定することとなっているが、本工事においては、比較検討がなされていなかった。

今後は、経済的な設計積算に努められたい。

(地域整備課)

(1) 平成15年度「一般県道山田中原福岡線歩道設置工事」

(契約金額 4,226万 6,700円)

張出歩道はプレキャスト製品を採用して築造されていたが、設計積算において、据付けに使用するモルタル数量の計上に誤りがあった。

今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

イ 施工管理について注意を求めるもの

平成14年度「南保健所空調設備改良工事」

(契約金額 7,770万円)

仕様書には、工事用水及び工事用電力は「構内既存の施設から有償で使用できる」と明記されている。

本工事では工事用水及び電力を庁舎から使用したが、その使用料の請求並びに徴収がなされていなかった。

適正な施工管理、事務処理に努められたい。

(総務課 建築局設備課関連)

(6) 城南区役所

設計積算について注意を求めるもの

平成15年度「桧原比恵線歩道改良工事(段差解消)」

(契約金額 6,192万 7,950円)

仮設工の路面覆工として、覆工板の設置及び撤去が設計計上されている。

その施工条件として、大型機械を使用する設計となっていたが設計においては、現場条件から判断すると小規模機械の使用が可能であった。

今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

(7) 早良区役所

設計積算について注意を求めるもの

ア 平成14年度「柿ノ木橋改良工事(下部工)」

(契約金額 6,606万 1,800円)

「土木工事設計標準歩掛」では、共通仮設費及び現場管理費の積算において、該当する施工地域・工事場所区分に基づいた補正値を加算するようになっているが、この補正の区分決定に誤りがあった。

今後は十分確認し、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

イ 平成15年度「内野橋側道橋設置工事」

(契約金額 1,293万 3,900円)

橋台の設計積算においては、既存ブロック護岸を残置し、その背後に鋼管杭を基礎とした橋台としていた。鋼管杭設置の必要性も含めて各種工法と経済性等の比較検討がなされていなかった。

今後は、比較検討を含む適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

(8) 西区役所

ア 設計積算について注意を求めるもの

- (ア) 平成14年度「西区周船寺商店街照明灯設置工事」
(契約金額 4,724万 2,650円)
a 照明灯分電盤は、鋼板製で設計施工されていたが、機器単価を誤ってステンレス製で設計計上されていた。
 今後は十分注意し、適正な設計積算に努められたい。
b 設計図書に電力の引込み箇所、分電盤の設置場所並びに電力ケーブルの記載がなかった。
 また、照明灯間の電線サイズの記載も不明確であった。
 発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、設計図書による明示が必要である。
 今後は十分注意され、設計図書の作成をされたい。
(今宿出張所土木課 土木局道路維持課関連)
- (イ) 平成14年度「市道千代今宿線道路舗装工事」
(契約金額 2,898万円)
 車道アスファルト舗装の設計積算において、アスファルト合材は規格毎の締固め密度に基づき算出した数量で計上されていたが、この締固め密度の決定に誤りがあった。
 今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。
(維持管理課)
- (ロ) 平成15年度「市道戸切吉武線(西2幹)道路改良工事」
(契約金額 6,296万 4,300円)
 既設水路取壊し作業に使用する機械について設計内容と異なる方法での施工がなされていた。
 また、仮設工の路面覆工における覆工板設置撤去の機械選定についても誤りがあり、さらに歩行者の転落を防ぐ目的で歩道と隣接地の間に設置されている防護柵が一部区間において転落の恐れがないにもかかわらず設置されている等、現場状況の把握が不十分な設計となっていた。
 今後は、現場状況にあった適正な設計積算を図られたい。
(地域整備課)
- (ハ) 平成15年度「河原橋(付帯工)築造工事」
(契約金額 3,185万 1,750円)
 コンクリートブロック積の設計積算において、市場単価を採用すべきところ規格の異なるブロック積の歩掛が採用されていた。また胴込めコンクリートの計上がなされていなかった。
 今後は歩掛を十分確認し、適正な設計積算に努められたい。
(地域整備課)
- イ 施工管理について注意を求めるもの
- (ア) 平成14年度「西区県道福岡志摩前原線(宮浦地内)道路改良工事」
(契約金額 5,896万 9,050円)
 仮設防護柵で使用した板材の処分は、産業廃棄物処分として設計積算されていたが、処分数量及び処分状況写真等を確認するものがなかった。
 今後は十分注意し、請負者への指導の徹底を図られたい。
(今宿出張所土木課)
- (イ) 平成15年度「西区田尻(福岡・志摩線)地内道路舗装工事」
(契約金額 4,914万円)
 「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込み量が500?以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっているが、提出されていなかった。
 このことに関し「工事現場における施行体制の点検要領」に基づき、工事監督業務として、官公庁への届出等、施工体制の点検が義務づけられているが、

その点検が不十分であった。

　　今後は基準を遵守し、適正な監督業務の執行を図りたい。

（今宿出張所土木課）

別表 1

保健福祉局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
片江老人いこいの家移転建替工事	13,681,500 円	平成 14 年 11 月 19 日から 平成 15 年 3 月 10 日まで
東花畑小学校保育所分園整備工事	当初 11,602,500 円 変更 12,466,650 円	平成 14 年 11 月 19 日から 平成 15 年 3 月 10 日まで
心身障害福祉センター耐震改修電気 工事	当初 6,142,500 円 変更 9,073,050 円	平成 14 年 6 月 14 日から 平成 16 年 3 月 29 日まで
こども病院感染症病室陰圧化改良工 事	100,800,000 円	平成 15 年 10 月 22 日から 平成 16 年 1 月 16 日まで
福岡市民病院中央監視システム改修 工事	15,750,000 円	平成 15 年 1 月 16 日から 平成 15 年 3 月 14 日まで
外 8 件省略		

別表 2

東区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
土井・多田羅線(東 2 幹)道路改良工 事	当初 55,650,000 円 変更 55,787,550 円	平成 14 年 10 月 3 日から 平成 15 年 3 月 15 日まで
県道志賀島・和白線(志賀島橋)橋梁 基本設計委託	10,185,000 円	平成 15 年 10 月 30 日から 平成 16 年 3 月 15 日まで
単価契約東区管内道路維持補修工事 (砂利道・舗装道補修)	当初 24,937,500 円 変更 32,699,683 円	平成 15 年 10 月 1 日から 平成 16 年 3 月 31 日まで
東区役所保健福祉センター増築その 他工事	当初 179,550,000 円 変更 178,258,500 円	平成 15 年 11 月 26 日から 平成 17 年 3 月 5 日まで
菅松 3 丁目地内外 7 箇所道路照明灯 建替工事	4,578,000 円	平成 15 年 12 月 23 日から 平成 16 年 3 月 15 日まで
外 6 件省略		

別表 3

博多区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
臨港線跡地那珂川鉄橋撤去工事	当初 150,150,000 円	平成 14 年 9 月 13 日から
	変更 153,119,400 円	平成 15 年 3 月 15 日まで
上呉服町 3 0 3 号線(西門橋)護岸工 事	当初 57,960,000 円	平成 15 年 10 月 11 日から
	変更 76,111,350 円	平成 16 年 6 月 15 日まで
県道博多停車場線道路補修工事	当初 62,160,000 円	平成 14 年 10 月 16 日から
	変更 63,993,300 円	平成 15 年 1 月 28 日まで
上牟田歩道橋撤去工事	当初 8,557,500 円	平成 15 年 7 月 4 日から
	変更 10,132,500 円	平成 15 年 10 月 28 日まで
街なみ環境整備事業御供所町 2 9 6 号線道路照明灯設置工事	当初 7,654,500 円	平成 15 年 2 月 20 日から
	変更 8,412,600 円	平成 15 年 5 月 15 日まで
外 4 件省略		

別表 4

中央区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道桜坂 8 9 8 号線土留擁壁築造工 事	当初 42,420,000 円	平成 15 年 9 月 4 日から
	変更 43,937,250 円	平成 16 年 4 月 30 日まで
県道須崎天神線(天神 4)外 1 路線道 路改良工事	当初 46,725,000 円	平成 15 年 12 月 18 日から
	変更 48,876,450 円	平成 16 年 5 月 20 日まで
1 級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補 修工事	当初 47,775,000 円	平成 15 年 10 月 9 日から
	変更 61,379,850 円	平成 16 年 3 月 15 日まで
単価契約中央区管内管渠維持補修工 事(下水本管・汚水取付管補修)	当初 48,811,980 円	平成 15 年 4 月 1 日から
	変更 58,557,733 円	平成 15 年 9 月 30 日まで
中央区役所エレベーター改修工事	15,645,000 円	平成 16 年 9 月 16 日から 平成 16 年 12 月 20 日まで
外 3 件省略		

別表 5

南区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道大楠 3 1 9 3 号線道路舗装工事	当初 66,150,000 円	平成 14 年 10 月 16 日から
	変更 70,404,600 円	平成 15 年 3 月 25 日まで
一般県道山田中原福岡線歩道設置工 事	当初 40,950,000 円	平成 15 年 10 月 30 日から
	変更 42,266,700 円	平成 16 年 3 月 15 日まで
市道御供所井尻 4 号線道路舗装工事	当初 37,800,000 円	平成 15 年 12 月 18 日から
	変更 40,173,000 円	平成 16 年 5 月 31 日まで
南区役所窓枠改良工事	11,329,500 円	平成 14 年 11 月 14 日から 平成 15 年 3 月 10 日まで
南保健所空調設備改良工事	77,700,000 円	平成 14 年 6 月 6 日から 平成 14 年 12 月 10 日まで
外 4 件省略		

別表 6

城南区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
片江 6 7 4 号線外道路改良工事	当初 29,574,300 円	平成 14 年 9 月 27 日から
	変更 32,111,100 円	平成 15 年 3 月 28 日まで
桧原比恵線歩道改良工事(段差解消)	当初 56,175,000 円	平成 15 年 8 月 7 日から
	変更 61,927,950 円	平成 16 年 3 月 15 日まで
市道荒江七隈線道路舗装補修工事	34,125,000 円	平成 15 年 7 月 15 日から 平成 15 年 11 月 1 日まで
城南保健福祉センター増築工事その 2	5,565,000 円	平成 14 年 12 月 19 日から 平成 15 年 3 月 20 日まで
城南保健福祉センター増築衛生設備 工事	9,765,000 円	平成 14 年 7 月 16 日から 平成 15 年 2 月 20 日まで
外 1 件省略		

別表 7

早良区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
柿ノ木橋改良工事(下部工)	当初 52,254,825 円	平成 14 年 10 月 9 日から
	変更 66,061,800 円	平成 15 年 3 月 25 日まで
中山・上ノ原線道路改良工事	当初 40,425,000 円	平成 15 年 12 月 25 日から
	変更 41,017,200 円	平成 16 年 6 月 30 日まで
単価契約早良区管内道路維持補修工 事(舗装補修)	当初 24,465,000 円	平成 14 年 10 月 1 日から
	変更 33,894,100 円	平成 15 年 3 月 31 日まで
国道 2 6 3 号線(干隈地内)道路舗装 補修工事	24,780,000 円	平成 15 年 12 月 6 日から
		平成 16 年 3 月 15 日まで
四箇 2 丁目地内外 7 箇所道路照明灯 設置工事	4,830,000 円	平成 16 年 1 月 29 日から
		平成 16 年 3 月 15 日まで
外 2 件省略		

別表 8

西区役所 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道豊浜姪の浜線歩道設置工事	45,570,000 円	平成 15 年 10 月 9 日から 平成 16 年 3 月 15 日まで
西区大字吉武地内維持補修工事(護岸 補修)	当初 7,770,000 円	平成 16 年 1 月 16 日から
	変更 9,624,300 円	平成 16 年 3 月 15 日まで
西区県道福岡志摩前原線(宮浦地内) 道路改良工事	当初 57,750,000 円	平成 14 年 12 月 7 日から
	変更 58,969,050 円	平成 15 年 5 月 30 日まで
今津 2 4 4 1 号線道路改良工事	当初 42,840,000 円	平成 15 年 12 月 27 日から
	変更 44,830,800 円	平成 16 年 6 月 30 日まで
西区周船寺商店街照明灯設置工事	当初 46,200,000 円	平成 14 年 12 月 25 日から
	変更 47,242,650 円	平成 15 年 3 月 25 日まで
外 6 件省略		